

販売促進物制作ガイドライン

会員の皆さまが作成する販売促進物は必ずユニヴァ・ソーシャルの認定が必要となります。すでに会員の皆さまが作成し販売しているものもユニヴァ・ソーシャルの認定が必要です。

1. 販売促進物制作ガイドラインの基本姿勢

株式会社ユニヴァ・ソーシャル(以下、弊社)は、会員が関連法規と弊社ビジネス会員規約を遵守した販売と勧誘活動を行い、消費者保護を重視した健全なビジネス活動の推進を基本姿勢といたします。

弊社は会員が弊社制作の販売促進物以外を使用することを禁止しています。ただし、弊社が認めた会員制作の販売促進物は除きます。

2. ガイドライン制定の趣旨と目的

特定商取引に関する法律(以下、特定商取引法)その他の法規では、広告には一般の消費者に商品・サービスやビジネスについて興味を抱かせる効果があり、これにより過大に期待を抱かせて契約を締結させることなどを防止するために、広告に関する規制をしております。

本ガイドラインは、弊社会員が商品・サービス紹介やビジネス勧誘を目的に販売促進物を使用するときに、それが関連法規やビジネス会員規約に違反しないよう販売促進物制作についての指針を与えることを目的とします。

制作者は、本ガイドラインを逸脱することなく、販売促進物を制作しなければいけません。また、販売促進物を利用する者は、弊社制作もしくは本ガイドラインに沿って制作され、認定を受けた物以外を使用することはできません。

本ガイドラインは、ビジネス会員規約に規定する広告に関する違反行為について具体的方針を定めたものであり、本ガイドラインに違反する行為はビジネス会員規約違反として処分されます。

また、インターネット上に掲載されている弊社の商品・サービス、ビジネスその他弊社に関する事項、および、公開した画像、情報リンクは、全てインターネット広告と見なし、本ガイドラインに準拠しなければいけません(「インターネット広告ガイドライン」を参照)。

3. 販売促進物の定義

弊社の会員が、弊社の商品・サービスを紹介することまたはビジネスに勧誘することを目的に使用する映像音声(ビデオ・DVD・パワーポイント・テープ・CDなど)、印刷物(著書・冊子・パンフレット・カタログ・チラシ・フリップチャートなど)、その他一切の広告は、販売促進物と見なします。

また、会員間でのみ使用される物であっても、一般の方に渡る可能性がある物は販売促進物と見なします。

4. 制作認定プロセス

(1) 申請書提出

申請書に申請者・用途・制作内容・制作部数・販売金額を記載し、制作した販売促進物(原案)と共に、弊社コンプライアンス部宛てに提出してください。

(2) 審査

弊社は申請書の内容に不備がないことを確認し、提出された販売促進物(原案)が本ガイドラインに沿ったものであるかについての審査を行います。申請書の内容に不備があったときは、審査前に、申請者に補正を行うよう求めます。

(3) 認定

弊社は審査の結果、販売促進物として認められると判断したときは、申請書の写しに認定番号と認定日を記載し申請者に送付します。

(4) 審査結果

審査の結果、弊社が販売促進物として不相当と判断したときは、申請書と販売促進物(原案)を返還します。なお、申請者は、修正・訂正・削除した箇所を「申請書」に記載して再提出を行うことができます。

(5) 制作

認定を受けた方は、弊社が認定した内容を変更することなく制作するものとし、配布前または販売前に、認定番号を記載した制作物と共に誓約書を弊社に提出してください。

注) 増刷する場合は、事前に弊社に報告してください。制作者以外による複製は固く禁じます。

(6) 使用期限

認定された販売促進物の使用期限は、認定日から3年とします。

継続して利用するときは使用期限の3カ月前までに再申請をしなければなりません。

ただし、法規やビジネス会員規約に変更があったとき、または弊社の判断により使用期限前に使用を終了させることがあります。

(7) 改訂

認定後、内容を変更する場合は、申請書に改訂箇所を記載し、新たに「認定」を受けなければなりません。

5. 商品・サービスの表現

(1) 商品・サービスの表現は、弊社が提供する以下の資料に記載された内容に限ります。

- 商品ラベルや商品パッケージ
- 販売促進物
- 弊社ホームページ

ただし、上記をそのまま転載して使用することは禁止します。

(2) 商品の効能効果は表現できません。

(3) 体験談の扱い

個人が体験した体感なので「不実」にはあたりませんが、病気治療に効果があるなどの体験談は、薬機法「承認前の医薬品等の広告の禁止」に違反します。

(4) 専門家・専門団体・専門機関の見解または学術文献の扱い

弊社の商品に関わりなく、栄養機能食品など医薬品でないものに、専門家・専門団体・専門機関の見解または学術文献を引用することはできません。薬機法は、これらに記載されている効能効果についての箇所を引用することで、効能効果を暗示させる恐れがあるとして禁止しています。

(5) テレビニュース・著書・雑誌・新聞の情報の扱い

弊社の商品に含まれる成分が病気治療に効果があったとするニュースや報道、本や雑誌を紹介して商品販売や勧誘を行うと、特定商取引法「誇大広告の禁止」、薬機法「承認前の医薬品等の広告の禁止」に違反することになりますので使用しないでください。

※「7. 著作権・肖像権などによる規制の要旨」参照

例：「TVニュース」「TV番組の健康特集」など

6. 特定商取引法（誇大広告等の禁止）の要旨

弊社に登録した会員は、弊社の取引形態が連鎖販売取引であることを理解し、特定商取引法で規定されている連鎖販売取引の条項を遵守しなければなりません。特定商取引法では、違反者に対する厳しい処分が定められています。

特定商取引法第36条で禁止されている広告は、商品の効能効果やボーナス収入などについて、「著しく事実に相違する表示（虚偽広告）」や、「実際のものより著しく優良であり若しくは有利であると人を誤解させるような表示（誇大広告）」の2点です。

体験談として語られる高額収入または商品の効能効果が強調されるビデオ・DVD・テープ・本などを使用して、弊社の会員が消費者に商品を紹介して勧誘すると「誇大広告等の禁止」に該当することがあります。

このような販売促進物の使用を禁止します。

(1) 体験談を掲載した資料が「誇大広告」になる理由

目の病気（緑内障、白内障など）が治った、血液中の検査数値が改善したなど、商品を取ることによって「病気治療に効果がある」という説明は、裏付けとなる根拠を示したとしても特定商取引法の「誇大広告」に該当する恐れがあります。一部の愛用者の体験談だけでは、この合理的な根拠を示す資料には該当しません。

(2) 高額収入説明の資料が「誇大広告」になる理由

「登録後1カ月で100万円の収入」とか、「一生懸命頑張って2カ月間にセミナーやミーティングに50回以上参加し、今では月収7桁になった」などの表現を使った資料がこれにあたります。

理由は、勧誘者から説明された内容と同じ努力をしても「過度な利益」が得られる保証はなく、たとえ勧誘する人数やミーティング参加回数が同じであっても勧誘者が説明する同じ収入が得られるとは限らないからです。不特定多数の人が参加する取引において、一部の人が得た利益のみを強調することは統計的に客観性がなく、「誇大広告」と見なされます。

7. 著作権・肖像権等による規制の要旨

第三者の著書や写真、テレビ番組で放映された内容を勝手にコピー、収録、編集してビデオ・DVD・本を制作したり、セミナーなどのBGMとして著名な歌手や曲を使用したりすると著作権、肖像権などの侵害にあたります。特に商品・サービス販売やビジネス勧誘のように利益獲得を目的で利用する場合は、無許可での引用が禁止され、刑事罰や損害賠償の対象となることがありますので、このような行為は行わないでください。

8. その他の禁止事項

- (1) 個人を特定できるような内容は個人情報保護法などに抵触する恐れがありますので、個人の氏名や写真などを使用する場合は相手の了承を必ずとって使用してください。
- (2) 他社のビジネスおよび他社の商品・サービスを誹謗中傷するようなことをしてはいけません。
- (3) 弊社の商標、ロゴマークなどは使用できません。また、提携企業の画像、デザイン、ロゴ、社名などは使用できません。他社の商標、ロゴマークなども使用できません。
- (4) 弊社のビジネス、商品・サービス以外のものをプロモーションしてはいけません。
- (5) 勧誘する際に概要書面を手渡して説明せずに、QRコードを用いて会員登録を促す行為は固く禁止しています。

9. ガイドラインの改定と撤廃

本ガイドラインは関連法規の改正がある場合に改定されることがあります。

10. 販売促進物の認定申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、制作した販売促進物（原案）とともにコンプライアンス部宛てに提出してください。弊社から認定されると認定番号が発行されますので、完成した販売促進物本体・表紙（書籍・DVD・ビデオなど）に表示してください。

11. お問い合わせ窓口

質問やお問い合わせは以下の窓口にご連絡願います。

UNIVA ソーシャル
お客様センター

無料ダイヤル 0800-888-8877
受付時間：平日 10時～17時（土・日・祝日休み）

以上
販売促進物制作ガイドライン
2018年12月1日作成

未認定の制作物の回収について

1. 自主制作物は認定を受けましょう

会員の皆さまが作成されたDVD、ビデオ、書籍、チラシ、パンフレット、ウェブサイトなどは法律の規制を受けます。これにより、ユニヴァ・ソーシャルでは、弊社の認定を受けていない販売促進物の使用を禁止しています。独自で広告宣伝を行うことはできません。また、違法と知らずに資料を「作成する」「購入する」「使用する」といったことも、処罰の対象となる場合があります。ビジネス活動にお使いの資料など今一度ご確認ください。

弊社では、会員の皆さまが作成したビジネスツールの審査を実施しています。認定されたものはビジネス活動にご使用いただけます。手順に沿って、申請をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
UNIVA ソーシャル
お客様センター

無料ダイヤル 0800-888-8877
受付時間：平日 10時～17時（土・日・祝日休み）

※ お持ちいただく資料の購入代金は、弊社では負担しかねます。あらかじめご了承ください。